

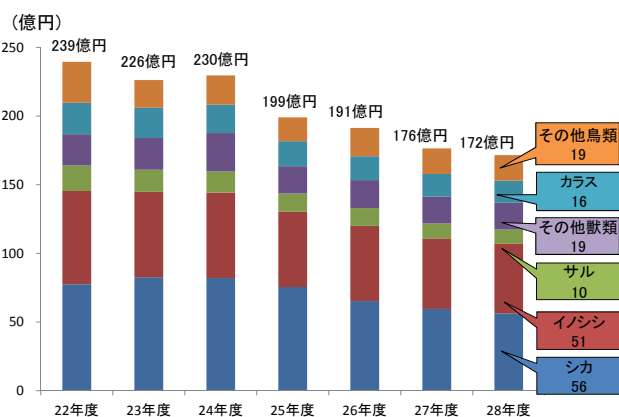
鳥獣被害対策について

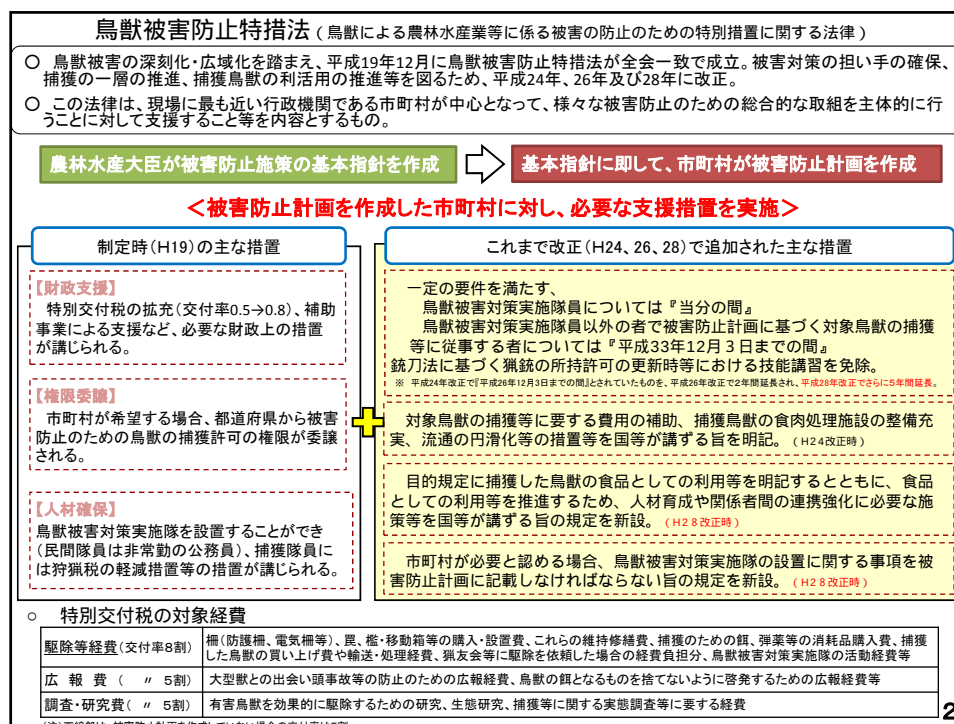
平成30年8月
農林水産省 農村振興局 農村環境課
鳥獣対策室長 尾室 義典

野生鳥獣による農林水産被害の概要

- 野生鳥獣による農作物被害額は、近年、200億円前後で推移。全体の7割がシカ、イノシシ、サル。
- 森林の被害面積は全国で年間約7千ha(平成28年度)で、このうちシカによる被害が約8割を占める。
- 水産被害としては、河川・湖沼ではカワウによるアユ等の捕食、海面ではトドによる漁具の破損等が深刻。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害、車両との衝突事故等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。

<農作物被害額の推移>

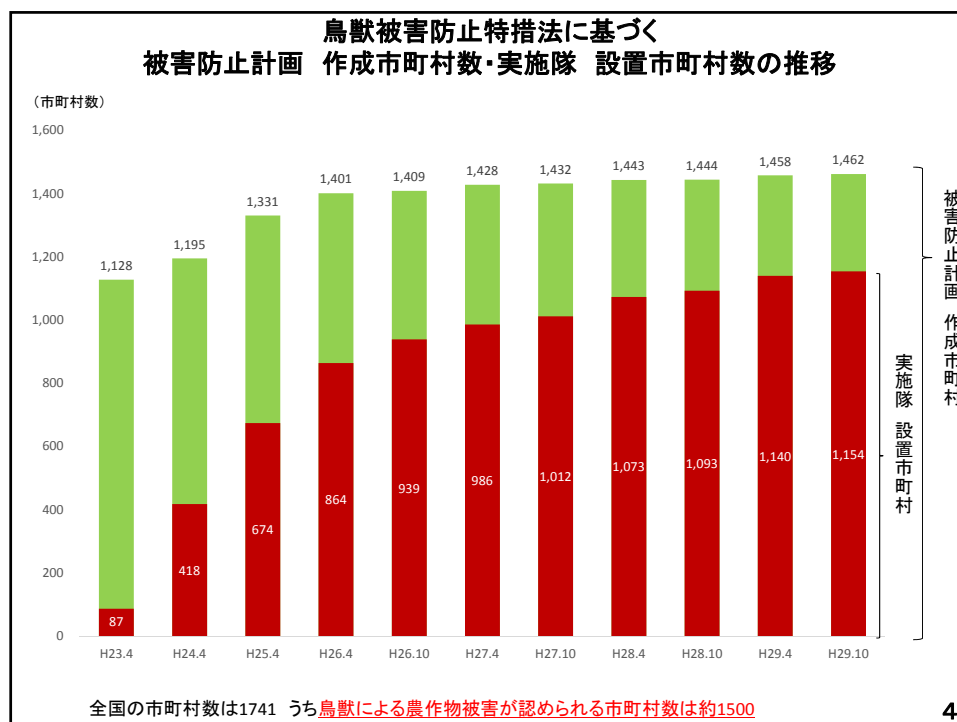




2



3



鳥獣被害防止総合対策交付金

鳥獣被害防止対策支援事業

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

ハード対策

- 侵入防止柵等の被害防止施設
侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。
なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- 処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】
地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】
都道府県へは定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内、
その他、条件により、一部定額支援あり)

ソフト対策

- 鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動
(実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))
- 捕獲を含めたサル(の複数対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証
(実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)
- 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組
(都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)
- 捕獲活動経費の直接支援
(ジビエの処理加工施設へ搬入した場合、9千円/頭以内、搬入しない場合、7千円/頭以内(シカ、イノシシの成獣に限る)(ただし、放射性物質(による汚染)地域は取扱いあり)ノミ、サル、カモシカ、その他中型獣類、鳥類、魚類は取扱いあり)
- 鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修等
【事業実施主体】
地域協議会、民間団体 等

【交付率】
都道府県へは定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
(条件により、一部定額支援あり)

捕獲機材の導入

ジビエ倍増モデル整備事業

- ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区(処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保)を整備します。
- さらに、全国的な需要拡大のため、プロモーション等の取組を支援します。

【事業内容】

- 中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車(ジビエカー)、保冷車等の整備
- コンソーシアム※の運営 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
- ジビエビジネスの展開に向けた地域への取組
(人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等)
- ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証) 等への支援

【事業実施主体】民間団体 【交付率】事業費の1/2以内等、定額

中核的な処理加工施設
1/年を通じてジビエの安定供給
市町村が関係・連携
共同の施設を中心として県単位
1,000~1,500頭/年以上が集約化の目標
保冷施設(広域調整機能)
流通・消費
定額支援
国・県・市町村
共同で実施

〇予算額の推移

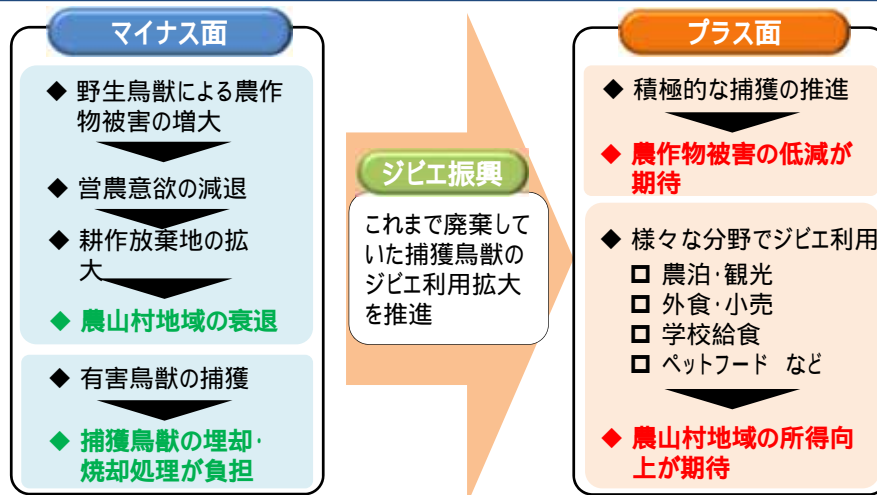
年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 予算
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104
補正予算額	—	4	—	—	10	30	20	12	9	13	—

上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施(H26年度まで)。

5

捕獲鳥獣のジビエ利用について

○ 被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、捕獲鳥獣を地域資源(ジビエ等)として利用し、農山村の所得に変えるような、野生鳥獣を「マイナス」の存在から「プラス」の存在に変える取組を全国に広げていくことが重要。



6

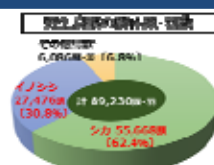
捕獲された有害鳥獣のジビエ利用の実態

○ 全国の563処理加工施設において、ジビエとして利用するために解体された野生鳥獣は89,230頭であり、このうち、シカ及びイノシシは83,144頭であり、全体の約9割を占める。

○ 捕獲頭数に占めるシカ及びイノシシのジビエ利用率は、7%程度に留まる。

ジビエ利用頭数(H28)

- 全国の563施設で解体された野生鳥獣： **89,230頭・羽**
シカ： **55,668頭** [62.4%] イノシシ： **27,476頭** [30.8%]
その他： **6,086頭・羽** [6.8%]



シカ及びイノシシのジビエ利用率(H28、頭数ベース)

- シカ及びイノシシの利用頭数 **83,144頭**：
- シカ及びイノシシの捕獲頭数 **1,174,346頭** (H27)：
- 利用率〔 / 〕： **7.0%** シカ： **9.0%** イノシシ： **5.0%**

獣種	利用率	処理頭数 / 捕獲頭数
シカ	9.0 %	5.6万頭 / 62.1万頭
イノシシ	5.0 %	2.8万頭 / 55.3万頭
シカ・イノシシ	7.0 %	8.3万頭 / 117.4万頭

捕獲頭数(H27年度)は環境省調べ

ジビエ利用量(H28)

ジビエ利用量： **1,283トン**

- 食用： **1,099トン** [85.6%]
自家消費： **84トン** [6.5%] 流通販売： **1,015トン** [79.1%]

シカ肉： **665トン** [51.8%] イノシシ肉： **343トン** [26.7%]
その他鳥獣： **7トン** [0.5%]

- ペットフード： **150トン** [11.7%] ● その他： **34トン** [2.7%]

野生鳥獣のジビエ利用量(H28)



7

ジビエ利用拡大に向けた主な取組

1. ジビエ利用モデル地区

- 捕獲から搬送・処理加工、販売がしっかりとつながったジビエ利用モデル地区を全国から17地区選定（3月9日公表）。鳥獣対策交付金を活用して整備を進め、順次本格稼働。
また、今後、ジビエ利用モデルの取組を他地区へ横展開。
- 国産ジビエ認証や道府県認証を取得し、衛生管理を徹底。
また、人材育成に向け、7月に全国食肉学校でジビエ基礎セミナーを開催。



2. 国産ジビエ認証制度

- 5月18日に認証の仕組みを決定・公表し、認証制度の運営を開始。
今夏を目途に「国産ジビエ認証施設（第1号）」となる処理加工施設を認証。



安全安心なジビエを保証する
「国産ジビエ認証」マーク

3. 全国ジビエプロモーション

- 大消費地の飲食店（夏冬のべ600店舗）を中心に、全国レベルのジビエフェアを開催。：夏フェア（1か月程度） 冬フェア（2か月程度）
- 大手メディアの協力を得て専用ポータルサイトを開設し、ジビエ情報を発信。
：ストーリー性を重視したPR動画を国内向け、インバウンド向けに作成・発信。
（英語・中国語・フランス語）
：モデル地区等のジビエ関連情報の発信。
：商談会等へ参画し、処理加工施設と飲食店等をマッチング。
- 省内食堂等でのジビエメニュー提供を引き続き実施。

